

○官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領

平成6年11月17日 建設省営管第539号
最終改正 平成27年3月31日 国営管第643号

国土交通省大臣官房官庁営繕部長 から 国土交通省大臣官庁営繕部管理課長 あて

(目的)

第1 官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領(昭和53年11月21日付け建設省営管第383号。以下「選定要領」という。)第2第二号の総合点数の算定については、この要領の定めるところによるものとする。

(総合点数)

第2 選定要領第2第二号の総合点数は、次の各号に定めるところにより、算定するものとする。

- 一 選定要領第2第二号イに掲げる項目(以下「業種別年間平均実績高」という。)の点数は、業種別年間平均実績高の金額に応じ、別表1の点数の欄に掲げる点数とする。
- 二 選定要領第2第二号ロに掲げる項目(以下「自己資本額」という。)の点数は、自己資本額を年間平均実績高で除し、100を乗じて得た数値(別表2において「自己資本額数値」という。)に応じ、別表2の点数の欄に掲げる点数とする。
- 三 選定要領第2第二号ハに掲げる項目の点数は、別表3の有資格者の欄の左欄に掲げる者の数に5を、同表の有資格者の欄の右欄に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値(別表4において「合計数値」という。)に応じ、別表4の点数の欄に掲げる点数とする。
- 四 選定要領第2第二号ニに掲げる項目(以下「営業年数」という。)の点数は、営業年数に応じ、別表5の点数の欄に掲げる点数とする。
- 五 総合点数は、次の算式によって計算した値とする。

算式

$$3 \times A + B + 5 \times C + D$$

この式においてA、B、C及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 第一号の規定による点数
- B 第二号の規定による点数
- C 第三号の規定による点数
- D 第四号の規定による点数

附 則

この要領による改正後の官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領は、平成27年度以降に締結する契約に関する事務処理について適用する。

別表 1

年間平均実績高	点 数
20 億円以上	30
10 億円以上 20 億円未満	25
5 億円以上 10 億円未満	20
1 億円以上 5 億円未満	15
1 億円未満	10

別表 2

自己資本額数値	点 数
10 以上	30
5 以上 10 未満	20
5 未満	10

別表 3

業 種 区 分	有 資 格 者	
測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けているものを除く。）
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による構造設計一級建築士証の交付を受けている者、設備設計一級建築士証の交付を受けている者、一級建築士の免許を受けている者（構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者を除く。）及び建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 18 の建築設備士である者	建築士法による二級建築士の免許を受けている者（一級建築士の免許を受けている者を除く。）及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者
地質調査業務	技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）若しくは応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者

別表 4

合計数値	点 数
110～	30
65～109	25
40～ 64	20
15～ 39	15
～ 14	10

別表 5

営業年数	点 数
35 年以上	30
25 年以上 35 年未満	25
15 年以上 25 年未満	20
5 年以上 15 年未満	15
5 年未満	10